

まちの匠の知恵を活かした 京都型耐震リフォーム支援事業の御案内

- ◆対象◆昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅、京町家等
◆申込受付◆平成26年4月14日（月）開始

地震から市民の皆様の命と財産、そして京都のまちを守るためには、木造住宅の耐震化が急務です。東日本大震災によって、市民の皆様の耐震化への関心が高まっているこの機を逸することなく、木造住宅の耐震化を加速的に進めるため、京都市では耐震化を支援する様々な事業を行っています。

このリーフレットでは、一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修工事に対して、その費用の一部を補助する事業について御案内します。

申込方法について 窓口の混雑が予想されるため、申込手続は予約制とします。

予約は、4月14日（月）から「京安心すまいセンター」（下部参照）にて、申請書類が準備できている方に限り、先着順に受け付けます（先着900件程度）。また、年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。必要書類や手続の流れ等の詳細は次ページから御覧ください。

● 事業の概要

本事業は、「まちの匠」と呼ばれる職人さん達の知恵を結集し、耐震性が確実に向上する様々な工事を補助対象としてあらかじめメニュー化することにより、より分かりやすく、手続が簡単で、市民の皆様の費用負担が少ない耐震改修の補助制度です。



ここがポイント！

● 工事費用の負担が少ない！

耐震性が確実に向上する改修工事をあらかじめメニュー化し、これらを補助対象としました。これにより、比較的少ない費用負担で効果的な耐震改修ができます。

● 申請手続が簡単！

耐震診断は要りません。チェックリストや見積書などの書類を提出していただき、即日審査します。事前協議後は、すぐに耐震改修工事に着手できます。

すまいの耐震化に関する相談は、^{みやこ}京安心すまいセンター
耐震・エコ助成ホットライン

075-744-1631

^{みやこ}京安心すまいセンター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池南東角

アーバネックス御池ビル西館4階

受付時間 午前10時～午後5時

休館日 水曜日、祝日、年末年始

FAX (075) 744-1637

京安心すまいセンター



京都市

平成26年（2014年）4月発行



手続の方法

● 補助対象となる要件

京都市内の木造住宅で、次の（１）～（４）の全部を満たすものが対象です。

（１）補助対象となる木造住宅（次の全ての要件に当てはまること）

昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの

（２）申請できる方

補助対象となる木造住宅の所有者（予定を含みます。）又は居住者（予定を含みます。）で耐震改修工事を行う方

（３）補助対象となる工事

耐震改修工事のメニューに該当する工事（2ページ参照）

※ メニューに該当する工事の際に必要な撤去・復旧工事や仮設工事も補助対象に含められます。

（４）施工業者

京都市内に本店又は主たる事業所を置く事業者（個人の事業者を含みます。）であること（ただし、「シェルターの設置」の場合を除く。）

● 補助金額

- メニューごとに工事費用の90%（メニューごとに限度額があります。2ページ参照）
- 複数のメニューを組み合わせることも可能です。合計の限度額は、一戸当たり60万円（共同住宅の場合は、一棟当たり60万円）です。
- 付帯工事のみでは補助対象となりません。ほかのメニューと併せて申請してください。

● 手続の流れ



工事契約・工事着手前に、必ず事前協議の手続を行ってください。提出された事前協議書及び添付書類を審査し、要件に適合していることを確認したうえで、事前協議済通知書を申請者に送付します。事前協議済通知前に耐震改修工事に着手した場合は、補助金を交付できません。

① 事前協議 （事前協議書の提出）

事前協議書等、3ページに記載の必要書類を、「京安心すまいセンター」に提出してください。
窓口に申請建築物の要件や、工事内容、予定工事費等を審査のうえ、事前協議済通知書を送付します。

契約・工事着手

- ※ 事前協議は、必ず、耐震改修の工事契約・工事着手前に行ってください。
- ※ 事前協議の内容を変更しようとするときは、必ず変更の手続を行ってください。

工事内容の確認のため、途中で現場検査を実施することがあります。

工事完了

- ※ 事前協議済通知から6箇月以内に交付申請の手続を行ってください。

② 交付の申請 （補助金交付申請書等提出） 補助金の請求 （補助金請求書等提出）

工事が完了したら、速やかに、3ページに記載の必要書類を整えて、「京安心すまいセンター」に提出してください。

補助対象となる工事のメニュー

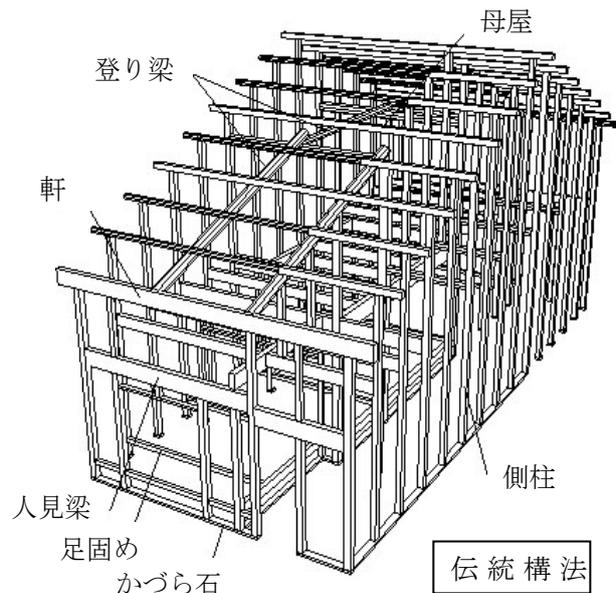
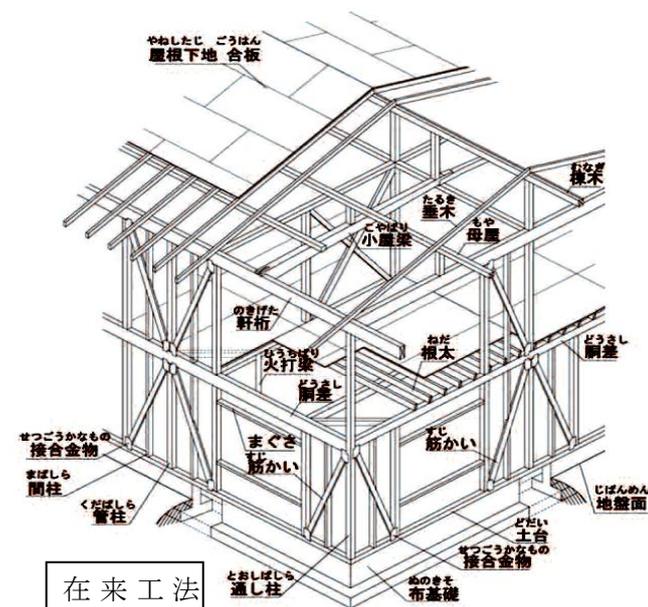
対象	在来工法	補助限度額	伝統構法	補助限度額
メニュー	建築物の健全化		建築物の健全化	
	①根継ぎ等による土台又は柱等の劣化、蟻害の修繕	10万円	⑨根継ぎ等による土台又は柱等の劣化、蟻害の修繕	10万円
	②水平方向、垂直方向等の歪みの補正（6/1,000以内に補正するもの）	10万円	⑩水平方向、垂直方向等の歪みの補正（1/100以内に補正するもの）	10万円
	③基礎のひび割れ等の補修	10万円	⑪礎石等の基礎の補修	10万円
	④屋根の軽量化	10万円	⑫土壁の修繕（中塗りまで落として塗り直すもの）	10万円
	⑤建築物の四隅等への耐震壁の設置	10万円	⑬屋根の軽量化	10万円
	⑥屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化（構造用合板や火打ち梁の設置）	10万円	床面等の強化	
	⑦有筋の基礎の増設	10万円	⑭屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化・補修（構造用合板、スギ板等、火打ち梁の設置）	10万円
	⑧シェルターの設置	30万円	⑮柱脚部への足固め、根がらみの設置	10万円
			⑯シェルターの設置	30万円
	※付帯工事			
	⑰外壁等の劣化部分の修繕			5万円
	⑱土管の撤去			
	⑲防蟻処理			

※ 付帯工事のみでは補助の対象にはなりません。ほかのメニューと併せて申請してください。

※ 付帯工事のメニュー⑱及び⑲は、在来工法の場合はメニュー①、③又は⑦、伝統構法の場合はメニュー⑨、⑪又は⑮と併せて申請してください。

● 伝統構法と在来工法の違い

伝統構法とは、柱、梁等の主要構造部が木材で造られており、壁には貫に竹木舞の土壁が多く用いられている木造軸組構法（ただし、混構造は除きます。）のことをいいます。伝統構法による木造住宅は、昭和25年（建築基準法が施行された年）以前に建築されたものが多く、石の上に柱や土台が載せてあり、石と部材は緊結されていません。仕口や継ぎ手には金物を使わず、組み手で結合され、木材と土壁の粘り強さで地震に耐える構造です。



一方で在来工法とは、昭和25年以降の建築基準法に基づく一般的な建て方をいいます。基礎とその上部の構造を緊結し、筋かいや金物等で建物の強度を確保しています。

在来工法は、壁の量と配置で耐震性を評価する方法で耐震診断を行うのに対し、伝統構法で建てられた京町家は、木の性質を生かした粘り強さで地震に耐える構造を持っているため、建物の変形性能で耐震性を判断する方法（限界耐力計算法）が適しています。京都市では、この方法を用いて一般の建築士にも使える京町家等向け耐震診断手法を整備しています。

耐震診断の方法が違いうように、耐震改修もその構造に合った改修方法を選ぶことでその建物らしい耐震性を発揮することができます。

手続に必要な書類

※ ★印は所定の様式があり、「京安心すまいセンター」、「京都市建築安全推進課（京都市役所北庁舎 2 階）」で配布しています。また、★印は、それぞれのホームページからもダウンロードができます。

京安心すまいセンター

検索

京都市情報館 すまいの耐震

検索

※ 書類の作成に当たっては、作成方法を分かりやすく解説した「申請手続の手引」を別途配布していますので、是非、御利用ください。

①事前協議（工事を行う前の手続）に必要な書類

- ・ 事前協議書（★）
- ・ 付近見取図（申請建築物の所在地の分かる地図、住宅地図でも可）
- ・ 建築年を証する書面（申請建築物の登記事項証明書、確認済証、検査済証など）
- ・ 所有者であることを証する書面（申請建築物の登記事項証明書）、又は、居住者であることを証する書面（住民票）
 - ※ 事前協議申請時において3箇月以内に証明されたものに限りです。
- ・ チェックリスト（★）
- ・ 補助金額算出書（★）
- ・ 補助事業に係る見積書
 - ※ 利用するメニューごとの工事費が分かるよう、見積りの項目は、メニューごとに分けてください。
- ・ 補助事業の計画図面（縮尺 1/100 程度）
 - ※ 図面には、耐震改修の工事部位、工事内容を明記してください。
 - ※ 「屋根の軽量化」や「屋根構面の強化」のみを行う場合は、屋根伏図のみで構いません。ただし、長屋等、複数住戸で申請する場合は、住戸数の確認のため、平面図の提出をお願いします。
- ・ 申請建築物の全景写真及び工事部位の写真（写真の撮影位置・方向が分かるよう、写真撮影方向図（縮尺 1/100 程度）を添付してください。）

②交付申請（工事が終わった後の手続）に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書（★）
- ・ 交付申請額算出書（★）
- ・ 工事請負契約書の写し（工事請負契約は、事前協議の手続後に行ってください。）
- ・ 領収書の写し
- ・ 補助事業の実施状況を示す写真（利用したメニューごとに工事前、工事中、工事後の写真を分かりやすくまとめてください。写真の撮影位置・方向が分かるよう、写真撮影方向図（縮尺 1/100 程度）を添付してください。）
- ・ 補助金請求書（★）

その他

●本事業と併せて御利用いただける融資制度

●京都市あんぜん住宅改善資金融資制度（耐震改修・耐震建て替え融資）

木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工）について、耐震性が確実に向上する改修工事（「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」の補助対象工事（2 ページ参照））を行う場合、一定の条件を満たす方に対して、必要な資金の一部について京都市が低利率の融資のあっせんを行います。

一般リフォーム工事、バリアフリーリフォーム、エコリフォームについての融資も取り扱っています。

※工事着手前のお申し込みが必要です。

※融資金額 300 万円、融資利率年 0.30%（平成 26 年 3 月現在）

★詳しくは、京都市都市計画局住宅室住宅政策課 電話(075)222-3666 まで★

発行：京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話 (075) 222-3613 FAX (075) 212-3657

京都市印刷物 第 264041 号